

東郷町イメージキャラクターにおける着ぐるみの貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町のイメージキャラクター（以下「トッピー」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象者等)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、町の業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 町内で活動する団体又は企業
- (2) その他町長が認める者

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて5日以内とする。

(借用申請)

第3条 着ぐるみを借り受けようとする者は、着ぐるみ借用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借用しようとする日の6月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出許可)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、着ぐるみ貸出許可書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、町長は、必要な条件を付することができるものとする。

(貸出の不許可)

第5条 町長は、前条第1項の規定による審査の結果、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、貸出しを許可しないものとする。

- (1) 本町の品位を傷つけ、又はトッピーのイメージを害するおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与

え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 営利目的に使用するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、貸し出すことが適当でないと町長が認めるとき。

2 前項の規定により着ぐるみの貸出しを許可しないときは、着ぐるみの貸出不許可決定通知書（様式第3）により申請をした者に通知するものとする。

（貸出料）

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 着ぐるみを借り受けた者（以下「使用者」という。）は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出しの許可を受けた目的及び用途以外には使用しないこと。

(2) トッピィのイメージを害する行動をしないこと。

(3) 貸出しの許可に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 借り受ける期間を遵守すること。

(5) 第4条第2項の規定により付された条件及び別に定める「東郷町イメージキャラクター トッピィ 着ぐるみ装着マニュアル」に従って使用すること。

（返却）

第8条 使用者は着ぐるみの使用后、その状態を確認し、着ぐるみ返却届出書（様式第4）に使用の状況を写した写真等を添えて、町長に提出しなければならない。

（原状回復）

第9条 使用者が着ぐるみを破損し、又は著しく汚した場合は、速やかに、その旨を町長に報告するとともに、当該使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（許可の取消し等）

第10条 使用者が第4条第2項の条件に従わなかったとき、又は第7条に定める事項を遵守しなかったとき、若しくは前条第2項の求めに従わなかったときは、町長は、その許可を取り消すとともに、以後の貸出しは許可しないものとする。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じたときは、町長はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第11条 町長は、着ぐるみの貸出しに関する損失補償等又はその使用者が被った被害若しくは使用者が第三者に対して及ぼした被害について、一切の責めを負わない。

(権利の設定等の禁止)

第12条 使用者は、着ぐるみについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成24年12月27日要綱第50号）

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月11日要綱第12号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の東郷町イメージキャラクターにおける着ぐるみの貸出要綱の規定に基づき作成されている申請書その他の用紙は、改正後の東郷町イメージキャラクターにおける着ぐるみの貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第3条関係）

着ぐるみ借用申請書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所
(使用者)
団体名 (企業名)
代表者

「東郷町イメージキャラクターにおける着ぐるみの貸出要綱」及び「東郷町イメージキャラクター トッピィ 着ぐるみ装着マニュアル」に従い、東郷町イメージキャラクターの着ぐるみを借り受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、貸出の諸条件に違反した場合又は東郷町長が必要と認めた場合は、貸出方法の変更又は許可の取消しを受けても異議はありません。

記

イベント名	
イベント内容	※企画書等を添付してください。
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸出希望日	年 月 日
返却予定日	年 月 日
連絡先	担当者名 電話番号 Eメール

様式第2(第4条関係)

着ぐるみ貸出許可書

第 号
年 月 日

様

東郷町長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

申請者の住所 及び団体名等	住所
	団体名(企業名)
使用目的	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可条件	
遵守事項	(1) 許可を受けた目的及び用途以外には、使用しないこと。 (2) トッピィのイメージを害する行動をしないこと。 (3) 許可に係る権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。 (4) 貸出期間を守ること。 (5) 「東郷町イメージキャラクター トッピィ 着ぐるみ装着マニュアル」をよく読むこと。

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長 印

着ぐるみ貸出不許可決定通知書

年 月 日付けの申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第4（第8条関係）

着ぐるみ返却届出書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所
(使用者)
団体名 (企業名)
代表者

東郷町イメージキャラクターの着ぐるみを返却します。

着ぐるみ返却確認表

確認項目	確認欄
1 着ぐるみに泥などの汚れが付着していないか。	
2 着ぐるみは破損していないか。 ①頭1 ②胴体1 (内部リング2) ③アヤメ1 ④腕2 (内部軍手2) ⑤ブーツ2 ⑥オール1	
3 着ぐるみの中は乾燥しているか。	
4 着ぐるみを入れるケースや袋は破損していないか。	
5 使用者通信欄 (気づいたこと。)	

※ 着ぐるみ等の状態を確認欄に記入の上、着ぐるみの返却時に提出してください。

※ 返却時に使用写真の提出をお願いします。

別紙

着ぐるみチェック表

パーツ	数量	貸出時	返却時	備考
① 頭	1			
(内部乾電池)	()			
② ブーツ	2			
ブーツの袋	2			
頭のケース	1			
③ アヤメの花	1			
(黄色の保護布)	(5)			
アヤメの花の袋	1			
④ 胴体	1			
(内部リング)	(2)			
⑤ 腕	2			
(内部軍手)	(2)			
胴体の箱	1			
⑥ オール	1			
オールの箱	1			
		貸出職員		受領職員